

# 報 道 資 料

奈良県福祉医療部地域福祉課  
地域福祉推進係(内線2818)  
TEL 0742-27-8503  
FAX 0742-22-5709  
担当:下市、市川

## 奈良県社会福祉審議会の開催

奈良県では、社会福祉法に基づき、民生委員、心身障害者福祉及び児童福祉など社会福祉に関する事項を調査審議するため、奈良県社会福祉審議会を設置しています。

この度、今年度の標記審議会を下記のとおり開催します。

### 記

1. 開催日時 令和元年5月28日(火) 14時00分～15時30分(予定)

2. 開催場所 やまと会議室 3階 大会議室

### 3. 会議内容

(1) 専門分科会委員等の指名について

(2) 専門分科会における各部会説明

- ① 身体障害者審査部会 【障害福祉課】
- ② 児童養護部会、被措置児童等虐待審査部会 【こども家庭課】
- ③ 保育所審査部会 【子育て支援課】

(3) 報 告

- ① 奈良県地域福祉計画について【地域福祉課】
- ② 民生委員・児童委員の選任について【地域福祉課】

### 4. 傍聴手続等

- (1) 定 員 先着順 10名程度
- (2) 受 付 13時30分から13時50分まで
- (3) 手続き 当日、受付で傍聴申込書用意していますので、ご記入願います。

### 5. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。